

JVA メンバーの肖像権等に関する管理・運用規程

（本規程について）

第1条 本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下、「本協会」という。）が運用する JVA メンバー制度登録システム（以下、「MRS」という。）によりメンバー登録する JVA 選手、チームスタッフ、指導者ならびに審判員・判定員、本協会役員、都道府県協会等役員（以下、まとめて「JVA メンバー」という。）の肖像権の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

（本規程の精神）

第2条 本規程は、本協会の定款第3条に定める目的のもと、以下の精神に則り定める。

- （1）JVA メンバーの肖像権を保護する。
- （2）本協会が JVA パートナーおよびオフィシャルサプライヤーに付与している権利を保護する。

（用語の定義）

第3条 本規程で用いる次の各用語の定義は、以下のとおりとする。

- （1）「肖像」とは、個人の動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・役職名・似顔絵・音声等の個人を特定できるもののことをいう。
- （2）「所属チーム」とは、JVA 選手・チームスタッフが現在所属するチーム、学校、企業または団体をいう。
- （3）「チーム保有企業・学校」とは、JVA 選手・チームスタッフが現在所属するチームを運営する企業、団体、または学校をいう。
- （4）「肖像使用請求者」とは、JVA メンバーの肖像を使用する広告主または商品販売（提供）元をいう。但し、所属チームおよびチーム保有企業・学校（日本代表としての肖像を使用しない場合に限り）は含まない。
- （5）「日本代表としての肖像」とは、JVA メンバーが日本代表チーム（シニア、アンダーエイジカテゴリーを含む）としての活動期間中提供されたユニフォーム等の衣服を着用時の肖像や、日本代表チームの呼称が使用された際の肖像をいう。

（JVA メンバーの肖像）

第4条 JVA メンバーは、本規程の精神に同意し、JVA メンバーとしての肖像権の管理・運用を本協会に委託する。本協会は肖像権に対する侵害が発生しないよう、また所属チームおよび JVA 選手が不利益を被ることないよう、誠意を持って肖像権の管理・運用に努める。
但し、次の各項に該当する場合は、本協会による肖像使用（第8条）、日本代表としての肖像（第16条）を除き、本規程は適用されないものとする。

- （1）公益社団法人 SV リーグ（以下、「SVL」という）登録選手（第5

条)

(2) SVL 内定選手 (第 6 条)

(3) 「肖像権 自己管理宣言書」を提出した選手 (第 7 条)

(SVL 登録選手・チームスタッフの肖像権)

第 5 条 JVA 選手・チームスタッフであり、かつ SVL の各団体で定められた登録規程により登録した選手・チームスタッフの肖像権は、本協会に委託された管理・運用を本協会から SVL に委託するものとし、本規程は適用されず、SVL が別途定める規程を適用するものとする。但し、日本代表としての肖像権は、本協会が管理・運用する。私服での肖像も SVL に委任するものとするが、私服であっても日本代表チームの呼称が使用される場合には、本協会が肖像権を管理・運用する。

(SVL 内定選手の肖像権)

第 6 条 JVA 選手かつ SVL 内定選手である場合の肖像については、SVL チームのユニフォーム等の衣服を着用した肖像権は、本協会に委託された管理・運用を本協会から SVL に委託するものとする。私服での肖像権も SVL に委任するものとする。SVL チーム以外に所属するチーム (高校、大学等) の肖像権、および日本代表としての肖像権は本協会が管理・運用する。

(肖像権自己管理宣言書を提出したメンバーの肖像)

第 7 条 JVA メンバー (第 5 条に該当する場合を除く) は、当該年度に「肖像権自己管理宣言書」(添付 2) を提出した場合に限り、自身で肖像権を管理・運用することができる。但し、本協会または本協会の加盟団体 (都道府県協会、全国連盟) が主催する大会出場時の肖像は、主催者による大会告知・報告、本協会が認めた大会参加記念グッズ (記念写真販売等)、本協会が認めた企業・団体による大会告知・報告等 (大会協賛の事実を広告する場合を含む) を目的としたもの (第 12 条)、その他バレーボールの発展に寄与すると本協会が判断したもの (第 13 条) には無償で使用できるものとする。また日本代表としての肖像権は本協会が管理・運用する。

2 「肖像権 自己管理宣言書」を提出後、第 5 条もしくは第 6 条に該当した場合、「肖像権 自己管理宣言書」に付帯する効力は停止し、肖像権は SVL が管理・運用するものとする。「肖像権自己管理宣言書」を提出した選手の肖像が第三者に使用されたことにより発生した損害に対して、本協会はいかなる責任も負わない。

(本協会による肖像使用)

第 8 条 本協会は、第 5 条から第 7 条の規程に関わらず、JVA メンバーの肖像を、有償無償に関わらず本協会自身による広告、宣伝、広報等のプロモーション活動、また本協会自身の制作する映像・ゲーム・グッズ等 (商品化) に無償で使用できるものとする。その為、JVA メンバーはこのような活動に協力するものとする。

（本協会加盟団体・SVLによる肖像使用）

第9条 本協会は、第5条から第7条の規程にかかわらず、本協会加盟団体ならびにSVLが行う広告、宣伝、広報等のプロモーション活動でのJVAメンバーの肖像使用を、無償で許諾できるものとし、JVAメンバーは協力するものとする。

（チーム保有企業・学校による肖像使用）

第10条 チーム保有企業・学校が、自己（子会社を含む）の広告、宣伝、販売その他の営業活動に、同企業・学校に所属するJVA選手・チームスタッフの肖像（日本代表としての肖像を除く）を使用する場合には無償で利用できる。

（官公庁等による肖像使用）

第11条 本協会は、官公庁（文部科学省・スポーツ庁・警察庁・消防庁等）、自治体、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本スポーツ協会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構等、公益性が高いと本協会のマーケティング&プロモーショングループシニアダイレクター（以下「担当SD」という）が本規程の範囲内で判断する広報活動でのJVAメンバーの肖像使用を無償で許諾できるものとする。また、学校教育で使用する教科書への肖像使用についても、無償で許諾できるものとする。

（大会出場時の肖像）

第12条 本協会は、本協会または本協会の加盟団体（都道府県協会、全国連盟）が主催する大会出場時のJVAメンバーの肖像使用を、主催者による大会告知・報告、本協会が認めた大会参加記念グッズ（記念写真販売等）、その他本協会が認めた企業・団体（共催・後援・協賛等）による大会告知・報告等（大会協賛の事実を広告する場合を含む）を目的としたものに無償で許諾できるものとする。

（バレーボールの発展のための肖像使用）

第13条 本協会は、バレーボールの発展に寄与すると本協会が判断するもの（バレーボール漫画等）でのJVAメンバーの肖像使用を、担当SDが判断し、業務執行理事会の決議のもと無償で許諾できるものとし、JVAメンバーは協力するものとする。決定した事項は直近の理事会に報告するものとする。

（第三者による肖像使用）

第14条 JVAメンバーは、次の各項の申入れを第三者から受けた場合には、すみやかに本協会に伝え、本協会の判断と指示に従うものとする。但し、MRSにおける登録チームの種別が「小学校」「中学校」「高等学校」「高等専門学校」「ヤングクラブ」「ビーチ（U14、U17、U21〔内、高校生〕）」の選手は、日本代表としての肖像を除き、次の第1項（広告出演）および第3項（グッズにおける使用 ※大会参加記念グッズにおける使用は含まれない）は行えないものとする。なお本協会は、JVAメンバー本人、所属チームまたはチーム保有企業・学校等の承諾を得た上で、マーケテ

イング戦略部部長による決裁のもと、状況に応じて柔軟に対応することができる。複数の種別に登録する選手は、「小学校」「中学校」「高等学校」「高等専門学校」「ヤングクラブ」「ビーチ（U14、U17、U21〔内、高校生〕）」を優先するものとする。

（１）広告出演

所属チーム以外の第三者の広告、宣伝および販売等の商業活動への参加、第三者が開催するイベントへの出演

（２）メディア出演・取材応諾

テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・書籍・インターネットメディアによる取材（大会結果等のスポーツ報道および別途本協会が認める定期刊行誌は除く）への応諾

（３）グッズにおける肖像使用

有償販売または無償提供されるグッズにおける肖像使用

（肖像使用料）

第 15 条 前条の出演料を含む肖像使用料、肖像使用料の配分について、肖像使用料支払いまでの流れは別紙Ⅰに記載する。複数の種別に登録する選手は、「小学校」「中学校」「高等学校」「高等専門学校」「大学」「ヤングクラブ」「ビーチ（U14、U17、U21〔内、高校生〕）」を優先するものとする。但し、本協会は、JVA メンバー本人、所属チームまたはチーム保有企業・学校等の承諾を得た上で、肖像使用料に関する事項について変更が発生した場合、担当 SD が判断し、業務執行理事会の決議により柔軟に対応することができる。決定した事項は直近の理事会に報告するものとする。

（日本代表としての肖像使用）

第 16 条 日本代表としての肖像使用については、「日本代表の肖像権規程」を別に定める。

（本協会の評議員および役員）

第 17 条 本協会の評議員・役員についてメディア出演および講演等に出演する場合に本協会の肩書きを利用する時は事前に許諾を得るものとする。

（その他）

第 18 条 本規程の定めがない事項については、本協会・JVA メンバー本人・所属チームで誠意をもって協議し、円満な解決を図る。

（改廃）

第 19 条 本規程は、理事会の決議により改廃する事ができる。

（附則）

- 1 本規程は、2016 年 10 月 25 日より施行する。
- 2 本規程は、2021 年 7 月 15 日より施行する。
- 3 本規程は、2026 年 1 月 28 日より施行する。

別紙 1

1. 第三者による肖像使用時の肖像使用料〔出演料〕

本規程第14条により本協会が承諾をした場合、JVAメンバーの肖像使用料（出演料）は、以下の金額とする。

	M R S の登録種別								
	高等専門学校 高等学校 中学校 小学校 ヤングクラブ ビーチ（U14） ビーチ（U17） ビーチ（U21〔内、高校生〕）	大学 クラブ 実業団 家庭婦人 ビーチ（U21〔高校生除く〕） ビーチ（022） ソフト	チームスタッフ （種別を問わない） 本協会役員 都道府県協会等役員						
広告 出演	広告、宣伝および販売等の商業活動は行えないものとする。	1社（広告物・掲出媒体が複数ある場合も1社でカウント）、1拘束日の肖像使用料（出演料）は下記の通りとする。なお、拘束日が発生せず、既存の素材で構成する場合、1拘束日の扱いとする。 <table><tr><td>選手数</td><td>肖像使用料（合計）</td></tr><tr><td>1～9選手</td><td>1人1万円 ／1拘束日</td></tr><tr><td>10選手以上</td><td>全選手合計10万円 ／1拘束日</td></tr></table> ※交通費は肖像使用請求者が実費を負担するものとする。		選手数	肖像使用料（合計）	1～9選手	1人1万円 ／1拘束日	10選手以上	全選手合計10万円 ／1拘束日
選手数	肖像使用料（合計）								
1～9選手	1人1万円 ／1拘束日								
10選手以上	全選手合計10万円 ／1拘束日								
メディア 出演・ 取材応諾	無償とする。（※1） ※交通費は肖像使用請求者が実費を負担するものとする								
グッズ における 肖像使用	グッズにおける肖像使用は行えないものとする。 （大会参加記念グッズへの使用は含まれない）	<table><tr><td></td><td>肖像使用料</td></tr><tr><td>ライセンシング グッズ 〔有償販売〕</td><td>ロイヤリティ： 総製作数×販売価格×5% 拘束料（全額本人に配分）： 総製作数×販売価格×5%</td></tr><tr><td>景品 ・ノベルティ 〔無償提供〕</td><td>ロイヤリティ： 総製作費×3% 拘束料（全額本人に配分）： 総製作費×3%</td></tr></table>			肖像使用料	ライセンシング グッズ 〔有償販売〕	ロイヤリティ： 総製作数×販売価格×5% 拘束料（全額本人に配分）： 総製作数×販売価格×5%	景品 ・ノベルティ 〔無償提供〕	ロイヤリティ： 総製作費×3% 拘束料（全額本人に配分）： 総製作費×3%
	肖像使用料								
ライセンシング グッズ 〔有償販売〕	ロイヤリティ： 総製作数×販売価格×5% 拘束料（全額本人に配分）： 総製作数×販売価格×5%								
景品 ・ノベルティ 〔無償提供〕	ロイヤリティ： 総製作費×3% 拘束料（全額本人に配分）： 総製作費×3%								

※1 本協会が別途定める取材ガイドラインに同意する肖像使用請求者に限るものとする。企画内容等により掲載が相応しくないと判断した場合、本協会は出演を断ることができるものとする。

2. 肖像使用料〔出演料〕の配分

肖像使用料は、下記に基づき選手に配分する。

（1）対象が個人（1・2 選手）の単位の場合

本 人	肖像使用料の 70%を対象選手に配分 （法令に基づき控除すべき金額がある場合には支給額から控除するものとする）
本 協 会	肖像使用料の 30%

（2）対象が所属チーム（3 選手以上）の単位の場合

本 人	肖像使用料の 0%
本 協 会	肖像使用料の 30%
所属チーム	肖像使用料の 70%

3. 肖像権使用の流れ

- （1）本協会は、肖像使用請求者から直接または広告代理店経由で JVA 選手の肖像の商業的利用の申請を受けた場合は、添付 1 の通知および承諾書を使用し、JVA 選手、所属チームまたは所属企業等の承諾を得た上で、肖像使用請求者と契約書を作成する。
- （2）肖像使用請求者は契約書に基づき広告、商品販売(提供)を実施する。
- （3）肖像使用請求者は本協会に肖像使用料を支払う。
- （4）本協会は前記肖像使用料の配分に従い、それぞれに肖像使用料を分配する。
- （5）本協会は、四半期毎（1 月 1 日から 3 月 31 日、4 月 1 日から 6 月 30 日、7 月 1 日から 9 月 30 日、10 月 1 日から 12 月 31 日）に発生した肖像使用料を、原則当該四半期の最終月の翌月末日までに、JVA 選手および所属チームに支払う。

<添付Ⅰ>通知および承諾書



【新規・変更】

【所属チーム名または選手名】

年 月 日
公益財団法人日本バレーボール協会

肖像権の利用について（連絡）

【選手名】の肖像について、以下の通り使用許諾を予定しておりますので、ご了承いただきたく宜しくお願い致します。

記

1. 使用目的
2. 媒体
3. 使用許諾先
依頼元：肖像使用請求者：
4. 使用時期
5. 対象
選手単位の場合 全選手名：
チーム単位の場合 チーム名：
6. 対価（総額）

以上

承諾書

上記内容について同意します。

年 月 日

住所	
選手名またはチーム名	
責任者（チームまたは企業の場合）	

<添付2>肖像権 自己管理宣言書

肖像権 自己管理宣言書

私は、以下の場合を除き、自らの肖像権を自己で管理・運用することを宣言します。
肖像が第三者に使用されたことによる損害に対し、本協会はいかなる責任も負わないことを認めます。

年 月 日

() 内に○印をご記入ください。	
私は、本協会または本協会の加盟団体（都道府県協会、全国連盟）が主催する大会出場時の肖像は、主催者による大会告知・報告、本協会が認めた大会参加記念グッズ（記念写真販売等）、本協会が認めた企業・団体による大会告知・報告等（大会協賛の事実を広告する場合を含む）を目的としたもの、その他バレーボールの発展に寄与すると本協会が判断したものに、無償で使用できることに同意します。	()
私は、日本代表としての肖像は本協会が管理・運用することに同意します。	()
私は、SVL の登録規程により SVL に登録した場合、「肖像権 自己管理宣言書」に付帯する効力は停止することに同意します。	()

本人の住所	〒
本人の電話番号（自宅・携帯可）	
本人のメールアドレス	
所属チーム名	
署名（本人）	印
署名（保護者）〔未成年の場合〕	印

【肖像権の管理者】

いずれかの () 内に○印をご記入ください。	
本人 ()	マネジメント会社等の第三者 ()

上記で第三者を選択した場合、管理者の連絡先

管理者名 (管理する学校・企業・団体名、 親族の場合は親族の名前と本人との続柄)	
担当者名 (学校・企業・団体の場合のみ記載)	
担当者の電話番号	
担当者のメールアドレス	

※記載いただいた個人情報は肖像権に関わる目的のみに使用いたします。